

平成19年（不）第1号

不服申立人 楠 恭子

上記代理人 群馬県自治体一般労働組合 執行委員長 塚越勝史

処分者 南牧村村長 市川宣夫

再答弁書に対する反論書

平成20年1月7日

南牧村公平委員会 御中

不服申立人代理人

群馬県自治体一般労働組合執行委員長 塚越勝史

第1 再答弁書第1について

1 平成19年10月17日付弁駁書の求釈明について

再答弁書第1は、「弁駁書における求釈明について」と題して項目毎に「回答」らしきものを行っているが、いずれの「回答」も具体性がなく求釈明に答えたものになっていない。改めて、弁駁書第7で求めた事項についての具体的な釈明を求める。

2 「これまでに訓告、嚴重注意は、私（処分者）自ら行ったもので、ここ数年で五指でも余りある回数となっており、申立人の採用時まで遡ればそれ以上となり、上司からの注意、指導は両手でも足りない状況となっている」について

申立人は、処分者から直接、訓告・嚴重注意を受けたことは一度もなく、「私自ら行った」は、事実に反する。事実であると強弁し続けるなら、訓告・嚴重注意に関する根拠及び内容について日時と共に証拠を添えて提示すべきである。

「五指でも余る訓告・嚴重注意」及び「両手でも足りない注意・指導」については否認する。言いがかりとしかいえないことはあったものの、いつどこでどのような注意・指導があったのか申立人は承知していない。いずれについても証拠を添えて具体的に事実を提示すべきである。

3 「過去においても同様に、公務員として極めて常識的な範囲の注意を行っている」について

不知。「注意」と処分者が称するものはことごとく根拠がなく、申立人を非難中傷する非常識なものであった。

今回の「注意」も同様である。申立人は、顧客として毎日通勤に利用しているバスの運転手

に「1, 2分待ってて」と依頼し、快くこれに応じてもらったもので、申立人にはバスの運行に関するいかなる職務権限もない。かかる行為を「恥ずかしくないかね。俺は恥ずかしいよ。」と非難し、反省することを一方的、威圧的に強要し、反省文の提出を要求したのである。真に反省を促したり注意を与えるなどというものではなかった。

処分にかかる申立人の行為を、長谷川課長は、4月3日の夕刻、部下との会話の中で偶然に知ったのであるが、課長は事実関係を本人に確かめることをせず、翌朝いきなり村長室に申立人を呼び、前述のとおり非難した上、反省文の提出を要求し、その夕刻には文書化した処分予告を読み上げたのである。問答無用の処分通告であって、「極めて常識的な注意」などといえる行為ではなかったのである。

4 「いきなり処分をしないで、反省文の提出を求めることの妥当性について釈明を求めているが愚問愚答にしかなり得ない」について

申立人は、「反省文の提出を求めることの妥当性」など求めていない。処分者がその根拠に「国家公務員法の制度改革について、突然懲戒処分というようなことでなく・・・方法で進められている」と、答弁書の中で答えているので、その「懲戒処分前の方法」に関する文書があれば提示してもらいたいと求めたに過ぎない。当該方法を示す文書が存在するならそれを示していただければよいことである。文書がないとすれば、このように回答した根拠を示していただきたい。

また、この文節の前に「申立人のように公務員として必要な適格性を欠く職員」との記載があるが、失当である。なんらの立証もなくこのように決め付け、申立人の名誉を傷つける行為は許されるものではない。申立人は南牧村に保健師として着任する以前の16年以上の公務員生活においてかかる指摘を受けたことはない。また、「勤務態度あるいは勤務状況について特に問題や村民からの苦情がなかった」と、浅川課長補佐及び三ツ木総務課長が前橋地裁で証言しているように、村長交代以前にはこのような不当且つ不名誉な指摘を受けたことはない。

そもそも「公務員としての適格性を欠く」として、職員の意に反する降任、免職、休職等の処分を科すことができるのは地方公務員法第27条及び第28条に規定する分限処分である。処分者は、分限処分と同法第29条規定の懲戒処分との相違を理解していないのである。さらに付言すれば、懲戒は具体的に行われた非違行為に対する処分であり、処分の前に「研修をさせ再教育を実施」するものではない。

5 「任命権者の権限を改めて示す必要性はないものと解する。」について

「職員の服務に関する権限が長谷川課長に付与されている根拠」を示すことを要求したものであり、任命権者の権限を示すことを求めたものではない。求釈明の内容を十分理解したうえでご回答願いたい。

また、「賞罰等審査委員会を開催するよう担当課長に事前に指示したものであり」と答えているが、当該委員会の主宰者は総務課長であって企画情報課長ではない。何の権限もない企画情報課長にその開催を指示した行為自体が問題である。村長は絶対者ではなく、村の内

部規定といえどもこれに従うのが法治国家の原則である。権限のない企画情報課長が主宰したとすれば、当時の賞罰等審査委員会の決定自身の正当性が問われることになるが、このときの賞罰等審査委員会の議事録を提示されたい。

第2 再答弁書第2について

1 ① について

申立人は年次有給休暇を取得するときは、年休処理簿に必要事項を記入し、上司を経由して毎回企画情報課長に提出している。

浦野次長から、1時間年休を取得しようとした18年度内のある日、「タイムカードを打ってから帰って欲しい」との「要望」があり、神戸課長補佐（次長ではない）とのやり取りを説明して、その了解を得たものである。「要望」は後にも先にもそのときだけであり、厳格に守るべきことを「注意」したなどというものではなかった。また、付言すれば、企画情報課長をはじめ他の職員もタイムカードを毎回正確に打刻しているとはいえない。

2 ②について

「事実電話した相手はバス事業者夫人であり運転手ではない」は不正確である。運転手さんにお願ひすべく電話をしたところ、たまたま電話口に出た運転手の母親（事業者の母親）が受話器を取り、申立人が用件を話すと、奥の部屋で待機していた運転手に「伝えておくよ」と言ってくれたものである。親子とも面識があり、友好的であるからこそできた会話である。

4月4日の本人の言い訳の中にも「それではバス運転手が・・・上信に電話したのも本人であった」とあるが、否認する。

3 ③について

このことは、戒告処分から3ヶ月も経過した後のことであり、本件処分とはなんら関係の無いことである。

この時、申立人が取った当然の意見表明を「最近においては別の非違行為として、16:15分より早く帰ることを注意しても「整理整頓や歩行時間も勤務時間である」と主張し、注意・指導は一切聞き入れない状況にある」などと、答弁書第3の5で見当違いの主張をしている。

このことについては、既に弁駁書で丁寧に反論しているところであり、不要と思われるが、以下念のために反論する。

まず、南牧村服務規程第12条は、職員の出勤・退勤をタイムレコーダーによって管理することとしている。その打刻時刻が、出勤又は退勤の時刻であることは自明のことであり、申立人が1時間休暇を取って退庁する場合、16時15分以降の時刻が打刻されていればよいことはこれもまた自明である。しかし、長谷川企画情報課長および土屋総務課長は口をそろえて「どんな理由でいいといえるのか」「組合なんかに聞かずに自分で答えろ」「南牧村の規程や上司の命令に従えないというんだな」などと恫喝したのである。

また、両課長とも今でも「自席（職場）を離れる時刻が退庁時刻」などと考えているようで、その時の申立人の態度を「注意・指導は一切聞き入れない」と非難しているのである。

更に、この7月13日と19日の記述は正確でない。申立人が「イインです」と答えるだ

けであったとあるが否認する。「総務課長より・・・と尋ねると・・・「そのとおりです」と答えており、注意・指導に従えない状況を申立人自ら示している」とあるが、否認する。

7月20日に申立人は南牧村服務規程12条を示し、根拠を説明した。19日に「南牧村のルールに従えないんだな」などと言っていた長谷川課長は、申立人がこのように南牧村の出退勤に関するルールを示したにもかかわらずこれを無視して、相変わらず前日と同じように、意味不明な質問をしてきたのである。

処分者は、自ら作った服務規程を守ろうとする職員を非難し、「最近の非違行為」などと悪意に満ちた主張を行っているが、本末転倒である。規程に反する解釈を無理やり職員に押し付ける無法な管理職を注意・指導することこそ、処分者として取るべき行動である。

第3 求釈明

- 1 第1の1で述べたとおり、改めて弁駁書7で求めた事項について具体的に釈明願いたい。
- 2 処分者が自ら行ったといわれる訓告及び嚴重注意処分の日時、内容を証拠を持って示されたい。また、五指に余る訓告・嚴重注意及び両手でも足りない注意・指導についての日時及びその内容を証拠を持って示されたい。
- 3 本件戒告処分にかかる賞罰等審査委員会の議事録を示されたい。また、企画情報課長に当該委員会の準備を命じたというのがその根拠となる規定を示されたい。